

教育委員会会議 平成27年7月定例会 会議録

日 時	平成27年7月29日 (水) 13:30 開会 18:00 閉会	会 場	教育委員会室
出席委員	森 尚美 真木 源 長江 真理子 寺元 貴幸	田村 芳倫	
出席職員	和田学校教育部長 松尾生涯学習部長 忠政こども保健部長		
	戸田学校教育部次長(兼)企画調整官(兼)教育総務課長 朝田生涯学習部企画調整官		
	分部学校教育部次長(兼)学校施設課長 國政スポーツ課参事		
	織田こども保健部次長(兼)こども課長 松本学校教育課長		
	尾高保健給食課長 峪川生涯学習課長 谷口図書館長		
	小坂田文化課長 尾島津山市史編さん室長 山田学校教育課主幹		
	大塚学校教育課主任 松尾学校教育課主任 仁木教育総務課主査		
	芦田教育総務課主査		
議 事	案	件	
1.開 会			担 当 課
2.委員長あいさつ			
3.会議録署名者 について			
4.前会会議録の 承認			
5.教育長等の 報告			
6.議 事			
(1)議 案	(3)報告 は非公開。 平成27年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果の公表について 津山市青少年育成センター条例施行規則の一部を改正する規則について 津山市青少年育成指導委員の委嘱について 津山市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について 津山市立図書館協議会委員の任命及び解任について 津山文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について		(学 校 教 育 課) (生 涯 学 習 課) (生 涯 学 習 課) (生 涯 学 習 課) (図 書 館) (文 化 課)
(2)協 議	教科書採択について 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に規定する事務を定める規則について 勝北風の子こども園の幼保連携型認定こども園への移行について		(学 校 教 育 課) (こ ど も 課) (こ ど も 課)
(3)報 告	学校給食地場食材利用拡大モデル事業について 津山市教育相談センター鶴山塾ボランティア「とまり木」の委嘱について 津山市教育相談センター鶴山塾における市外通塾生の受け入れ 市立美術館設置に関する答申について 津山市立幼稚園新設に伴う立地適正地域の指定について		(保 健 給 食 課) (生 涯 学 習 課) (生 涯 学 習 課) (文 化 課) (こ ど も 課)
7.その他			
(1)各課からの お知らせ	津市加茂郷フルマラソン全国大会実行委員会について 子どもの貧困対策について 津山市立小中学校指定研究校について		(ス ポ ー ツ 課) (こ ど も 課) (学 校 教 育 課)
(2)次回定例会の 開催について	津山市教育委員会会議8月臨時会の日程について 平成27年8月6日(木)午後5時30分から 津山市教育委員会会議8月定例会の日程について 平成27年8月24日(月)午後3時から		
8.閉会			

傍聴者 0名

教育委員会会議 平成 27 年 7 月定例会 会議録

(13 : 30)

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第 15 条 2 項の規定による。

4. 前会会議録の承認

全員賛成

非公開事案の採決

議事の前に、6. 議事(3)報告 は津山市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に該当するとして、以上 1 件の非公開を全員一致で可決承認。

5. 教育長等の報告

今回は該当なし

6. 議事

(1) 議案

平成 27 年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果の公表について（学校教育課）

概要説明

全国体力・運動能力・運動習慣等調査は、昨年度から都道府県教育委員会において、市町村教育委員会の同意を得た場合は、市町村名をあげて調査結果の公表ができることになっており、昨年度は公表することに同意している。今年度についても、岡山県教育委員会より、公表することについて回答を求められており、回答内容の事務局案は、「県教育委員会が市町村別結果を公表することに同意する。」、また、津山市町村教育委員会における公表についての事務局回答は、昨年度同様、「個々の学校名を明らかにした公表をする予定はない。」である。その理由としての事務局回答は、「市としては市全体の状況を公表し、各学校においては、それぞれの実態に合わせて説明責任を果たす。」である。次に資料 P2、昨年度の調査結果の公表状況についての回答は、「平成 26 年 12 月に、議会（総務文教委員会）、教育委員会、校長会、市広報誌等に公表している。」である。公表内容については資料 P3 のとおり。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市青少年育成センター条例施行規則の一部を改正する規則について（生涯学習課）

概要説明

津山市青少年育成センター運営審議会委員及び青少年育成指導委員の委員定数は、それぞれ 15 人以内、230 人以内と規定されており、定数以内での委員の増員が可能となっている。しかしながら、増員された委員の任期についての規定が明記されていないため、増員された委員の任期について、現に委員である者の残任期間とするよう明記するもの。施行日は平成 27 年 8 月 1 日。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市青少年育成指導委員の委嘱について（生涯学習課）

概要説明

先ほどの議案「津山市青少年育成センター条例施行規則の一部を改正する規則について」で承認された、津山市青少年育成センター条例施行規則第 9 条第 5 項の規定に基づき、青少年育成指導委員 1 名を増員委嘱するもの。委嘱期間は現に青少年育成指導委員である者の残任期間となるため、平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について（生涯学習課）

概要説明

社会教育法第 29 条及び津山市公民館条例第 4 条に基づき、津山市公民館運営審議会委員 1 名を委嘱し、1 名を解嘱する。選出団体の役員の変更によるもので、委嘱期間は平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで、解嘱年月日は平成 27 年 6 月 30 日。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山市立図書館協議会委員の任命及び解任について（図書館）

概要説明

図書館法第 15 条及び津山市図書館条例第 6 条に基づき、津山市立図書館協議会委員 4 名を任命し、4 名を解任する。推薦団体の役員改選等によるもので、任命期間は平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日まで、解任年月日は平成 27 年 7 月 31 日。

全員の挙手により原案通り可決承認

津山文化センター条例施行規則の一部を改正する規則について（文化課）

概要説明

津山市行財政改革推進本部の「使用料及び手数料の見直し」に沿った施設及び設備利用料金改訂のため津山文化センター条例を改正(平成 27 年 10 月 1 日施行)することに伴う規則の所要の整備を行うもの。主な改正内容は、第 3 条中の(様式第 3 号)の文言を削除する。第 6 条(付属設備等の利用料金)の第 1 項の条文を削除し、利用時間は新たに第 13 条に規定し、同条第 2 項の利用料金の納付時期については、設備利用料金表を条例中に規定しているため、その納付時期についても条例中に規定する。

全員の挙手により原案通り可決承認

6. 議事(2)協議に入る前に、協議「教科書採択について」の 1 件については、協議の時間を十分に確保するため、先ほどの非公開案件(3)報告を含む、すべての議事を審議し、「7. その他」の案件までを終了した後、いったん休憩をはさみ、再開後に審議することに決定。(全員異議なし)

(2) 協議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項に規定する事務を定める規則について

(こども課)

概要説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、市が幼保連携型認定こども園を設置する場合、津山市長が行う幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、その実施に当たって津山市教育委員会の意見を聴かなければならない事務を定める必要があるために制定するもの。幼保連携型認定こども園は学校教育法の中には定められていないが、上位法である教育基本法上の法律に定める学校の中には位置づけられており、学校であると同時に児童福祉施設の性格を有するため、教育委員会の権限に属する事務と密接な関係のある事務については、教育委員会が有する専門的な知見を活用して、学校教育の質の向上に努める必要があるため、教育委員会の意見を聴かなければならないと定められている。幼保連携型認定こども園に関する事務であって、市教育委員会の権限に属する事務と密接な関係を有するものとして次の 3 件を定める。

(1) 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定

(2) 幼保連携型認定こども園の設置及び廃止に関すること。

(3) 幼保連携型認定こども園の職員の任免その他の人事に関すること。

この規則は公布の日から施行することとしており、本日ご承認いただければ、本日公布とする。

全員の挙手により原案通り可決承認

勝北風の子こども園の幼保連携型認定こども園への移行について（こども課）

概要説明

現在、勝北風の子こども園はこども園という名称を使用しているが、施設の分類上は純然たる保育所であり、法律上も、機能上も認定こども園ではないことを前提にご説明する。まず、認定こども園とは、その機能については、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を有している。保護者の働いている状況に関わりなく、3~5 歳のどの子どもも教育・保育を一

緒に受けることができ、教育利用の子と、保育利用の子では登園や降園の時間は異なるが、いずれの子どもも同じ保育室で同じ内容の保育を受けることができ、教育利用の子が少人数であったとしても集団教育が可能となる。

また、3歳以上の子どもの場合は、保護者が働かなくなった等、就労状況が変わった場合も、保育利用の子から教育利用の子に変わるということで、退園することなく通い慣れた園を継続して利用できる。その他に、子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場に参加することができる。なお、現在勝北風の子ども園では、乳児やその保護者が相互の交流ができる場を開設しており、子育て相談や情報の提供を行う地域子育て支援センター事業を実施しており、この点について全く変更は無い。

幼保連携型認定こども園への移行については、5月に策定した津山市立教育・保育施設再構築計画の内容を踏まえ勝北地区の幼児教育ニーズに早期に対応するため、勝北風の子ども園を平成28年度から幼保連携型認定こども園に移行したいと考えている。認可定員については、津山市子ども子育て支援事業計画に定めた1号認定（教育ニーズ）の量の見込みが13～14人であることを踏まえ15人とし、現在の2号及び3号認定（保育ニーズ）の定員に1号認定（教育ニーズ）の定員15人を加えた計215人を平成28年度の移行時の認可定員としたい。

今後のスケジュールとしては、7月22日に開催した子ども・子育て審議会でご意見をいただいております、本日の協議を経て、政策決定、報道発表、保護者・地域への説明会を開催し、9月には認定こども園条例を制定するため議会へ上程する。10月以降には県へ認可の協議を行い、11月からは園児募集を開始する予定。

全員の挙手により原案通り可決承認

(3) 報告

学校給食地場食材利用拡大モデル事業について（保健給食課）

概要説明

本事業は農林水産省の日本の食魅力再発見・利用促進事業の中の1メニューであり、産業経済部みらい産業課が主体となって実施するものであるが、学校給食に大きく関わる事業であるため教育委員会へ報告する。予算額4,114,000円は6月市議会に上程し、今月7日に議決されており、財源は全額国庫補助。今後は、本部会議である津山市地産地消推進計画審議会、実務者で構成するワーキング会議を開催する中で、新たなメニュー開発等を行い、地産地消が進むような献立を学校給食に提供する予定である。10月～3月の間に6回、津山産の小麦等を使用したメニューで、主に麺を提供する予定。なお、地場産の食材を活用することにより、給食に係る経費が若干割高になることが予測されるため、保護者の負担増とならないように、この事業で1食当たり約50円の補助を行うこととする。また、研修活動として各学校のPTAを対象に、津山市内のJA製粉施設等の見学と学校食育センターでの研修・試食を予定している。

津山市教育相談センター鶴山塾ボランティア「とまり木」の委嘱について（生涯学習課）

概要説明

鶴山塾ボランティア「とまり木」設置要領に基づき、鶴山塾ボランティア「とまり木」に2名を委嘱したので報告する。委嘱期間は平成27年7月1日から平成28年5月31日まで。

市立美術館設置に関する答申について（文化課）

概要説明

平成26年12月18日に津山市教育委員会より津山市美術館構想委員会へ市立美術館設置に関する諮問書を提出し、平成27年7月3日に答申書が提出された。これまでの経過としては、資料P24のとおり、平成26年8月20日に津山市美術館構想委員会が設置され、以後8回の審議を行った。第3回審議会のあった平成26年12月18日には、教育委員会より諮問書を提出した。諮問は次の5つの事項について行った。1市立美術館の使命と目的、2市立美術館のコンセプト、3市立美術館の機能と規模、4市立美術館の設置の候補地、5市立美術館の運営のあり方である。この諮問に対する答申書の内容は資料の冒頭のとおり。

まず、1市立美術館の使命と目的は、「(使命)市立美術館は、津山の歴史や伝統に根差した芸術・文化を後世に伝えるとともに、市民の美術鑑賞機会の充実を図り、知的好奇心を触発することで自発的な市民活動を促すものとする。また、未来を担う子どもたちが美術に触れ、楽しみ、創造することができる美術館として、地域の一体感や故郷への愛着を醸成するものとする。さらに、交流人口の増加により賑

わいを創出し、地域の活性化を促すものとする。(目的)市立美術館は、津山の長い歴史と風土に育まれた独自の芸術・文化を発信し、市民の郷土愛や誇りをさらに高めるとともに、質の高い芸術・文化活動等を、国内外に向け発信することを目的とする。」とされている。

次に、2 市立美術館のコンセプトとしては、「芸術・文化と町並み・史跡・建造物などが融合した美術館となることが好ましい。美術館を歴史まち巡りの中核施設としてとらえ、津山市所蔵品に加えて、地域に眠る優れた美術作品や、津山の芸術・文化を語る上で重要な近世の作品、また時代の流れに呼応した近代・現代美術作品など、国内外から評価される素晴らしい美術的価値を有する作品を展示することにより、交流人口の増加を促すと同時に、美術館を起点とした回遊性を創出し、津山の歴史や文化の新たな魅力の発見ができるものとする。」とされている。

3 市立美術館の機能と規模としては、「(機能)展示機能、収蔵・作品保全・搬出入機能、イベント機能・教育普及機能・研究活動機能、市民活動支援機能、コミュニケーション・ホスピタリティ機能、外構及び付随機能で、(規模)美術館部分の延床面積は、2,000 m²前後とすることが望ましい。」とされている。延床面積 2,000 m²前後というのは、全国の人口 10 万人都市にある公立の美術館に調査をした結果、平均的な面積である。また、特記事項として、「市立美術館は、津山郷土博物館との統合を念頭においた計画とする」との意見が添えられている。

4 市立美術館の設置の候補地としては、「市民が利用しやすく、市外から訪れる来訪者にも利用しやすい場所、また街なかへの展開が容易で、他の芸術文化施設や教育機関との連携がとりやすい場所を選定することが重要である。以上を踏まえ、城下地区を重点候補地とする。」とされている。

5 市立美術館の運営のあり方としては、「美術館は相応の知識と経験を有する学芸員が地域に根差した活動を行うことが重要であるため、優れた学芸員の早期採用が不可欠である。また、施設建設や運営にあたっては、効率的・効果的な方法を考慮することが必要ではあるが、市としての使命と目的を果たすため、長期的視野に立った運営体制を構築されたい。」とされている。

この答申を受けて文化課で津山市基本構想を作成し、庁内での協議に入る。また、第 5 次総合計画へもエントリーし、具体的な協議を行っていくことになる。

津山市立幼稚園新設に伴う立地適正地域の指定について(こども課)

概要説明

津山市立教育・保育施設再構築計画(本年 5 月策定)に基づき、津山地区については市立幼稚園全園を廃止し、市立幼稚園 2 園を新設することとなるが、その際の用地選定は、第 1 段階として立地適正地域の指定、第 2 段階としてエリア内での候補地の選定がある。その立地適正地域を指定するに当たり、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項第 4 号の規定により、子ども・子育て審議会の意見を求めており、7 月 22 日に開催された同審議会で答申をいただいた。エリアの諮問については、1 東西エリアの設定について、2 立地適正地域の指定についての 2 項目である。その立地適正地域を指定する前段として、鶴山通りを南北に延長した線上をもって旧津山地区を東西エリアに区分する。そして、東西エリアの中で幼稚園の対象となる 3 歳～5 歳児の人口分布と公立幼稚園の分布状況等を考慮した結果、東エリアについては東津山地区、林田地区、西苫田地区、東苫田地区及び高野地区のうち、中央線より東側の地域、西エリアについては西苫田地区、城西地区及び二宮地区のうち、中央線より西側の地域の中とした。新設幼稚園の候補地選定に係るエリア設定の考え方として、津山市立教育・保育施設再構築計画の実施計画では 3 項目(1 未就学児の人口分布、2 他の教育・保育施設の立地状況、3 通園の利便性)を特に配慮することとしている。

地域の絞り込みについて、東西エリアそれぞれの未就学児(3 歳～5 歳児)の多い地域(大字)を中心に、地図上に 4 km の同心円を描き、それらの円が最も重なり合う部分がかかる大字の属する地域から候補地を選定することを基本とする。

同心円を 4 km とする根拠は公立幼稚園通園アンケート(平成 26 年 12 月実施)の結果による。また、他の教育・保育施設に近接しない地域となるようできる限り配慮するが、「近接」の判断に当たっては、具体的な距離によらず、道路、河川、地形等の状況を加味し、一定程度生活圏が異なるか否かを考慮するものとする。

通園の利便性は、通園の利便性を図るため、主要道路の沿道又は概ね 100m 以内で、開発許可を受ける基準の一つとされている幅員 4 m 以上の進入路が確保できる場所とする。

今後の具体的な土地の選定については、この 3 項目の他、資料 P 40～41 の「幼稚園施設整備指針」も考慮しながら総合的に比較検討、評価して作業を進めていく。

(非公開)
削除

7. その他

(1) 各課からのお知らせ

津山加茂郷フルマラソン全国大会実行委員会について（スポーツ課）

概要説明

7月15日に津山加茂郷フルマラソン全国大会実行委員会を開催し、決算及び予算が承認された。また、次回、平成28年度の第24回津山加茂郷フルマラソン全国大会の開催日は4月17日(日)に決定した。

子どもの貧困対策について（こども課）

概要説明

子どもの貧困対策について関係部署がそれぞれの施策を行っているが、全庁的に連絡調整、情報を共有しながら、施策について検討できる組織を立ち上げるように市長からも指示があり、現在、こども課が中心となってその準備を進めている。教育委員会からは、学校教育課、保健給食課、生涯学習課の3課長に参画いただく予定。8月中旬に1回目を立ち上げていくよう準備を進めている。

津山市立小中学校指定研究校について（学校教育課）

概要説明

今年度の小中学校指定研究校については資料の一覧表のとおり。日にちが未定のものは決定次第お知らせします。

(2) 次回定例会の開催について

教育委員会会議8月臨時会を8月6日(木)午後5時30分から、8月定例会を8月24日(月)午後3時から開催。

全員賛成により決定。

(3) その他（なし）

(15:15) 10分間休憩

(15:25) 再開

6. 議事

(2) 協議

教科書採択について（学校教育課）

本日は、平成28年度教科用図書的一种選定について協議を行っていただく。

これまでの経過は、要項に記載のとおり。5月9日の第1回採択協議会を受けて、教諭代表による研究委員会が3回開かれ調査研究がなされた。また、校長代表とPTA代表による選定委員会が2回開かれた。その研究成果が「中学校教科用図書 研究報告書」である。この研究報告書は、文部科学省が出している「教科書編集趣意書」、岡山県教育委員会が作成した「研究資料」、教科書展示会場で一般の方々から意見をいただいた「意向書」、「教科書見本」、これらをもとに、研究委員会・選定委員会の研究結果をふまえて、作成された。

そして、先日、7月8日の第2回採択協議会で報告・協議された。本日は、この研究報告書をご説明し、その後、教科用図書的一种選定についてご協議いただく。

津山市教育委員会として教科ごとに全15種目について協議を行い、種目ごとに次の1種を選定した。

国語【三省堂：現代の国語】

書写【東京書籍：新編 新しい書写】

社会（地理的分野）【東京書籍：新編 新しい社会 地理】

社会（歴史的分野）【日本文教出版：中学社会 歴史的分野】

社会（公民的分野）【東京書籍：新編 新しい社会 公民】

社会（地図）【帝国書院：中学校社会科地図】

数学【東京書籍：新編 新しい数学】

理科【学校図書：中学校科学】

音楽（一般）【教育芸術社：中学生の音楽】

音楽（楽器合奏）【教育芸術社：中学生の器楽】

美術【光村図書出版：美術】

保健体育【東京書籍：新編 新しい保健体育】

技術・家庭（技術分野）【開隆堂出版：技術・家庭（技術分野）】

技術・家庭（家庭分野）【開隆堂出版：技術・家庭（家庭分野）】

英語【東京書籍：NEW HORIZON】

8.閉会

(18:00)